

建設リサイクル法にもとづく届出等について

建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。また、工事の発注者は、下表に記載した工事内容で要件に該当する工事を行う際は、届出が必要になります。

| | 工 事 内 容 | 届出が必要な要件 | 届出先窓口 |
|-----|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| I | 建築物の解体 | 床面積が 合計80 m ² 以上 | 建築指導課【本庁11 階】 096-328-2513 |
| II | 建築物の新築・増築 | 床面積が 合計500 m ² 以上 | |
| III | 建築物の修繕・模様替 (リフォーム等) | 請負代金額が 1 億円以上 | |
| IV | 建築物以外のものの解体・新築等 (工作物、外構工事等) | 請負代金額が 500 万円以上 | |
| V | 建築物以外のものの解体・新築等 (道路工事、土木工事等) | 請負代金額が 500 万円以上 | 技術管理課【花畑別館4 階】 096-328-2543 |

※ Vに該当する場合の提出書類、提出方法等については技術管理課にお問合せ下さい

1 届出について

① 届出に必要な書類

- ・ 届出書（様式第一号）
- ・ 別表

| | | |
|---|----------------|--------|
| { | 表中 I に該当する場合 | : 別表 1 |
| | II、III に該当する場合 | : 別表 2 |
| | IV に該当する場合 | : 別表 3 |

別表については、工事の種類が複数ある場合は該当するものを複数枚つけてください

- ・ 案内図（住宅地図）
- ・ 設計図（立面図等建築物の概要を把握できるもの）又は写真（外観写真）
- ・ 工程表
- ・ 委任状（代理者が届け出る場合）

② 提出部数：1 部

③ 届出期日：工事着手予定日の7 日前まで

2 解体工事業の登録について

解体工事業を営もうとする者は、元請・下請の別にかかわらず、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。ただし、建設業法の規定に基づく「土木工事業」「建築工事業」「解体工事業」の許可のいずれかを受けている方は、解体工事業の登録の必要はありません。

(平成28年6月1日時点で現に「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事を営んでいる建設業者については、平成31年5月31日までの3年間は、解体工事業の許可を受けず引き続き解体工事業を営むことができることとされていますので、この経過措置が適用となる建設業者については、解体工事業の登録は不要です。また、解体工事または解体工事を含む建設工事で、請負金額が500万円以上(建築一式工事に含まれる工事にあつては請負金額が1,500万円以上)の工事を行う場合は、建設業法に基づく建設業許可が必要となります。)

なお、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者は、建設業法第26条に基づき、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者(又は監理技術者)の設置や、建設業法第40条に規定する標識の掲示が義務付けられています。解体工事業の登録や建設業の許可については熊本県土木部監理課(096-333-2485)までお問合せ下さい。

3 標識の掲示について

法33条にもとづき、解体工事業者は、解体工事現場の公衆の見やすい場所に「解体工事業に係る登録等に関する省令」第8条で定める標識(別記様式第7号)を掲げなくてはなりません。

4 その他の届出

- ・ 工事に伴い発生する廃材の処理についてはごみ減量推進課(096-328-2362)にお問合せ下さい。
- ・ アスベストの除去工事に伴う届出等については、環境政策課(096-328-2427)及び労働基準監督署(096-362-7100)にお問合せ下さい。
- ・ 固定資産税に関する解家届については各区役所の税務課にお問合せ下さい。
- ・ 建築物の床面積の合計が10㎡を超える解体工事については、建築基準法第15条に基づく届出が必要になります。